

住宅保証基金の役割について

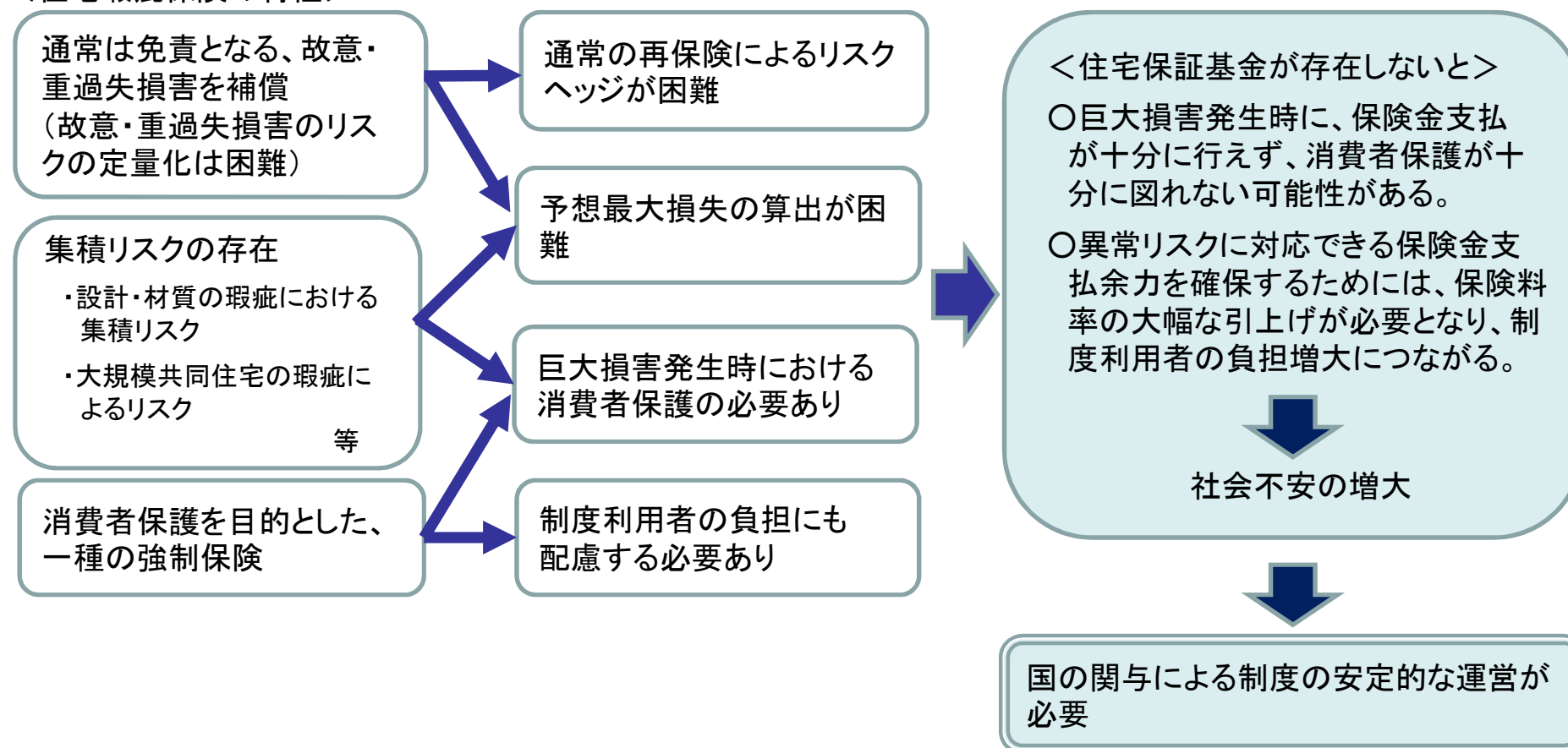
- 経営基盤の脆弱な中小住宅生産者の円滑な保険への加入を支援するとともに、住宅瑕疵保険制度の安定運営を図るため、国費により住宅保証基金を造成。
- 住宅保証基金は、通常は想定されない巨大損害発生時の支払余力を確保することにより、消費者の利益の保護を図るセーフティネットの役割を果たしている。

| | 目的 | 役割 | 概要 |
|---|---|---|---|
| ① | 中小住宅生産者の負担軽減 | 中小住宅生産者向けの保険法人保有分の異常リスク対応 | 中小住宅生産者向けの保険につき、保険法人が負担すべき異常リスクの一部を基金が負担することにより、保険料割引を行う。 |
| ② | 再保険会社(損保会社)によるリスクヘッジが困難な故意・重過失損害における巨大損害発生時の消費者保護 | 住宅購入者等救済基金が不足した場合の保険法人への無利子貸付 | 故意・重過失損害に対応するための再保険を引き受けた保険法人が責任準備金として積み立てている、住宅購入者等救済基金の積立額を超える故意・重過失損害が生じた場合に、基金は保険法人に対して無利子貸付を行う。 |
| ③ | 再保険会社(損保会社)の引受キャパシティを超える、超巨大損害発生時の消費者保護 | 超過損害プールの限度額を超過するような巨大大事故集積時の保険法人への無利子貸付 | 再保険を引き受けている損保会社は、超過損害プール制度により、同一の原因による一連の瑕疵に起因する巨大損害リスクの分散を図っているが、超過損害プールの支払限度額(125億円)を超える損害が発生した場合に、基金は保険法人に対して無利子貸付を行う。 |

住宅保証基金の役割

住宅保証基金が、通常は想定されない巨大損害発生時の支払余力を確保することにより、制度利用者(住宅事業者・住宅取得者)に過度の負担を強いることなく、制度の継続的・安定的な運営が可能となっている。

<住宅瑕疵保険の特性>

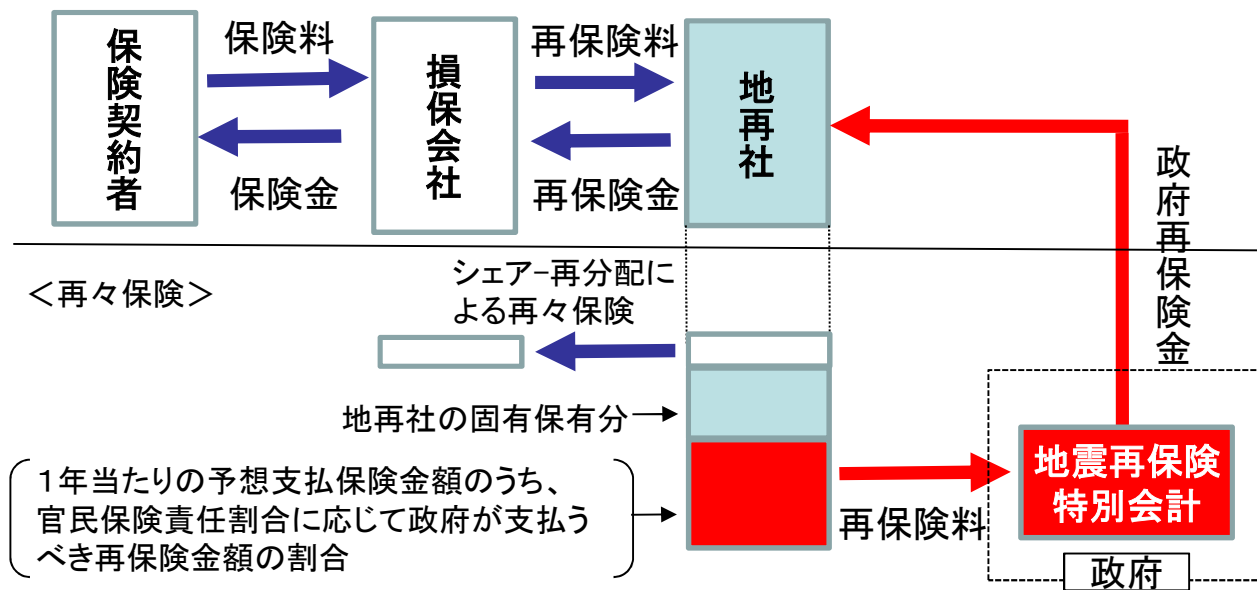


(参考)地震保険における政府再保険の役割

地震保険では、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には再保険金の支払いを行うために、地震再保険特別会計において区分経理している。

○損保会社が引き受けた地震保険契約は、すべて日本地震再保険(株)(地再社)に出再される。

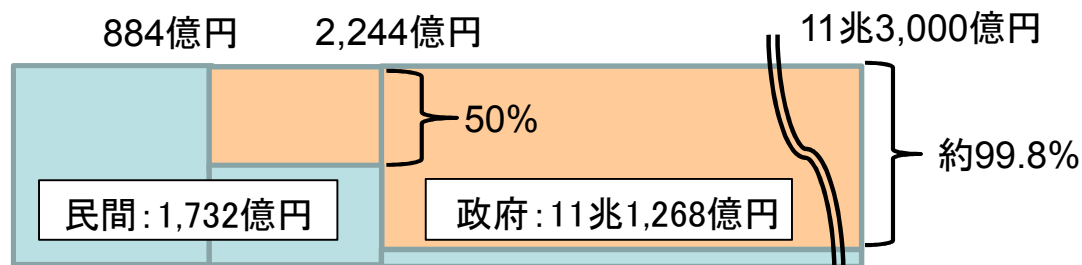
○地再社はそれぞれの保険責任割合に応じて自らが保有する分、損保会社が再度再保険する分と政府の地震再保険特別会計に再保険する分に別けて出再する。



○一定額までは民間が全額負担し、損害規模が大きくなるほど政府の負担が増えるスキーム。

○政府再保険金の支払が歳出予算及び準備金を超える場合は、借入(特会法36条)または一般会計からの繰入(同法32条)により資金調達を行い、将来の再保険料収入により返済を行う。

【官民保険責任額の構造(再保険スキーム図)】(平成29年4月1日以降)



【地震再保険特別会計の責任準備金残高】

1兆3,250億円(平成27年度末時点)